

伊平屋村告示第 7 号

伊平屋村ふるさと割引運賃カードの交付事務に関する要領をここに公布する。

平成 27 年 5 月 27 日

平成 28 年 3 月 1 日(一部改正)

伊平屋村長 伊礼 幸雄

伊平屋村ふるさと割引運賃カードの交付事務に関する要領

第1 総括的事項

1 伊平屋村ふるさと割引運賃カードの目的

伊平屋村ふるさと割引運賃カード（以下ふるさと割引カードという）は、伊平屋村が実施する伊平屋村ふるさと割引運賃負担軽減事業（以下「本事業」という。）に新設された運賃を購入する資格を有する対象者であることを証明するために発行するものである。

2 ふるさと割引カードの交付事務に関する留意事項

- （1）ふるさと割引カードの交付に関する事務は、伊平屋村が行うものとする。
- （2）ふるさと割引カードの交付に関し、申請者から手数料を徴収するものとする。
- （3）ふるさと割引カードの交付に関する事務は、伊平屋村の窓口において行うものとし、郵送による手続きも認めるものとする。

3 交付対象者

交付対象者は下記の各号に該当する者で申請のあった者。

- （1）伊平屋郷友会（照るしの会）の会員。
- （2）伊平屋村にふるさと納税を行った者。ただし、納税額 5 万円以上とする。
- （3）伊平屋村長が定める者（別記第 4 表）。ただし、法人については協定書を締結するものとする。

第2 ふるさと割引カードの交付事務

1 交付申請

- （1）ふるさと割引カードの交付を新たに受けようとする者、有効期限の到来によりふるさと割引カードの更新を行おうとするもの、カードの汚損・破損及び紛失によりふるさと割引カードの再発行を行おうとする者（代理人が行う場合を含む。以下「申請者」という。）はふるさと割引カード交付申請書（別記第 1 号様式。以下「申請書」という。）に所要事項を記載し、伊平屋村窓口に提出するものと

する。

- (2) 申請書を提出する際には、申請者は、写真2部（3か月以内に撮影した顔写真で大きさが縦30mm、横25mmのもの）、申請者が交付対象であること示す書類を添付しなければならない。
- (3) 申請者が、更新並びに汚損・破損による再発行のために申請を行う場合は、現在所持しているふるさと割引カードを添付しなければならない。
- (4) 申請は、原則として申請者本人が行わなければならない。ただし、申請者本人が行うことができない特別な事由がある場合、申請者は親族またはこれに類する者（以下「代理人」という。）に委任してふるさと割引カードの交付申請を行うことができる。この場合、代理人は委任状（別表第2号様式）を提出しなければならない。
- (5) 申請書が提出された場合、次に掲げる事項を確認した上で受理するものとし、記載誤り及び記載漏れがある場合はその補正を求めるものとする。

ア 形式的な確認

- (ア) 申請書に必要な事項が記載されているか。
- (イ) 交付対象者であることが証明できる書類が添付されているか。
- (ウ) 申請者が本人でない場合、委任状が添付されているか。
- (エ) ふるさと割引カードの更新又は再発行（紛失の場合を除く。）の場合、現在所持しているふるさと割引カードが添付されているか。

イ 実質的な確認

- (ア) 申請書の対象者区分は、正しく記載されているか。
- (イ) ふるさと割引カードの交付を受ける者の住所、氏名及び生年月日は、それを証明する書類と一致しているか。なお、代理人が申請を行う場合、ふるさと割引カードの交付を受けようとする者の氏名欄の押印は不要とする。
- (ウ) 代理人の住所及び氏名等は、委任状の住所及び氏名等と一致しているか。

- (6) 担当者は、次の場合は申請書を受理してはならない。

ア 申請者が申請書の補正に応じないとき。

イ 写真、委任状、交付対象者であることが証明できる書類、申請に必要な書類が添付されていないとき。

ウ 更新及び再発行において、現在所持しているふるさと割引カードを返却しないとき。ただし、紛失等返却することができない特別な事由がある場合は、この限りではない。

2 ふるさと割引カードの作成

(1) 総括的事項

ア ふるさと割引カードの作成は、伊平屋村の担当者が行うものとする。

イ ふるさと割引カードは、別表第3号様式のとおりとする。

(2) カード番号

(3) 氏名、生年月日及び住所

申請書に記載された氏名、生年月日及び住所を記載する。

(4) 有効期限

発行の日から2年を経過した日とする。

(5) 交付年月日

交付年月日は、申請書を正式に受理した日とする。

(6) 適用対象航路

沖縄県今帰仁村運天港～沖縄県伊平屋村前泊港間とする

3 ふるさと割引カードの交付

(1) ふるさと割引カードの交付は、正式に申請書を受理した日に行うものとする。

(2) 紛失による再発行したふるさと割引カードを交付する場合、伊平屋村の担当者は申請者に対し、従前のふるさと割引カードを発見した場合には、直ちに当該カードを返却するよう伝えるものとする。

4 申請書の管理及び保存

(1) 交付関係書類の保存

ア ふるさと割引カードの交付後、申請毎にふるさと割引カードの写し、申請書、交付を証明する書類、委任状の順に書類に綴り、これを保存するものとする。

イ 交付関係書類は、5年間保存するものとする。

(2) ふるさと割引カードの管理台帳

ア ふるさと割引カードの交付実績及びカード番号を管理することができる。

イ 台帳を作成した場合、その保存期間は5年間とする。

附 則

この要領は平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要領は平成28年3月1日から適用する。